

令和5年度 公文書開示状況（4月決定分）

港湾局

表の見方

<決定区分>

- ・開示、一部開示、不開示（開示しない）、不存在（文書が存在しない）、存否応答拒否（文書があるかないかを明らかにしない）のうち、該当する項目に「1」を記入しています。

<（根拠規定）条例7条>

- ・一部開示及び不開示について、条例7条各号のいずれを根拠として不開示としたのかについて、該当する項目に「1」を記入しています。

<公文書の件名>について

- ・特定の個人名、法人名、またそれらの特定に結びつく可能性のある情報は〇〇と表記しています。
 - ・決定区分が不存在の場合や存否応答拒否の場合は、開示請求書の請求件名を記載しています。
- ただし、個人情報・法人情報保護に配慮し、簡潔に表記する場合があります。

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分					(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
1	R5. 3. 30	R5. 4. 13	都立ゴルフ場の「若洲ゴルフリンクス」の江東区長ら政治家による利用頻度（令和2年度以降）を調べて、都庁及び指定管理者の内部において対応策を検討したことを記録した行政文書すべて（文春オンライン等による報道前後に都庁内・指定管理者等で情報共有されたメモなどを含む）					1											実施機関では請求に係る公文書を作成及び取得しておらず、存在しないため。	港湾局 臨海開発部 海上公園課
2	R5. 4. 19	R5. 4. 25	東京都大田区城南島7丁目1番1の土地の護岸の設計条件、土質条件に関する資料	4	1															港湾局 臨海開発部 誘致促進課
3	R5. 3. 28	R5. 4. 28	二見漁港棧橋（1）外8施設の管理に関する基本協定	4	1							1							東京都情報公開条例第7条第4号に該当相手方の印影を開示することにより、職印の偽造を容易にし、犯罪を誘発する恐れがあるため。	港湾局 離島港湾部 管理課